

潮来市防犯カメラ設置事業

補助金交付申請の手引き

令和 7 年 5 月

潮来市 総務部 総務課

目 次

〔1〕 補助制度の概要	P1~2
〔2〕 防犯カメラ等の設置及び管理運用等に関する基準	P3
〔3〕 防犯カメラ設置までの準備	P4
〔4〕 申請様式記入例	P5~12
〔5〕 Q&A	P13~15

〔1〕補助制度の概要

1. 事業の目的

潮来市では、市民の安心で安全なまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する行政区（申請者を区長とする）に対し、防犯カメラ等設置の対象経費の一部を補助いたします。

2. 対象者

防犯カメラを新たに購入し設置する行政区であって、次に掲げる要件を全て備えている必要があります。（個人の方は対象となりません。）

- (1) 防犯カメラの仕様、設置、管理、運用等に関し、別表に定める基準を遵守すること。
- (2) 防犯カメラの設置を補助金の交付の申請を行った年度内に着手し、かつ、完了すること。
- (3) 防犯カメラの設置に関し、国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けていないこと。

3. 補助対象経費

【補助金の対象となるもの】

- (1) 防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- (2) 前号に掲げる機器の取付け又は設置工事に要する経費

【補助金の対象にならないもの】

- (1) 既存の防犯カメラの撤去又は移設に係る費用
- (2) 土地の造成に係る費用
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
- (4) 防犯カメラの維持、管理又は修繕に要する費用

4. 補助金の額等

(1) 補助率

補助対象経費の3分の2以内

（補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）

(2) 補助額の上限

10万円を限度とする。

(3) 申請回数

補助金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

（複数台設置も可能です。各カメラ設置場所ごとに必要な書類があります。）

5. 補助金交付申請の検討について

防犯カメラの設置事業に関しましては、個人情報やプライバシーの保護の観点から、厳密な調査により申請をお願いしております。

防犯カメラ設置事業補助金交付申請を検討している場合は、潮来市役所総務課市民安心安全室まで事前にご相談ください。

6. 問い合わせ・申請書類等提出先

〒311-2493 潮来市辻 6 2 6

潮来市役所 総務部総務課 市民安心安全室

電話番号 0 2 9 9 – 6 3 – 1 1 1 1

[2] 防犯カメラ等の設置及び管理運用等に関する基準

別表（第3条関係）

行政区の責務 に関すること	防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
防犯カメラの 仕様に関する こと	(1) 有効画素数が100万画素以上であること。 (2) 解像度が1,280×720以上であること。 (3) 1秒間の記録間隔が4画面以上であること。（4fps以上） (4) 防水、防塵性能を有すること。（IP54以上） (5) 夜間撮影機能（赤外線照射機能等）及び逆光補正機能を有すること。 (6) 稼働時間が24時間であり、かつ、常時録画できること。 (7) 画像データの記録期間が7日間以上保存でき、古いデータから順次上書き録画ができること。 (8) 記録媒体としてSDカード（128GB以上）が使用できる機器であること。
防犯カメラの 設置に関する こと	(1) 防犯カメラの撮影範囲の2分の1以上の面積が公道とし、アパート等の住宅、事業所、駐車場又は公共の場所に設置されているごみ集積場等の管理又は監視を目的で撮影するものでないこと。 (2) 防犯カメラの撮影範囲の住民等及び行政区の同意を得ていること。 (3) 防犯カメラの設置場所の所有者、管理者等の承諾又は許可（法令等に基づく許可等を必要とする場合にあっては、当該許可等を含む。）を得ていること。 (4) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。 (5) 犯罪の抑止及び早期解決に効果的な設置となるよう努めること。
防犯カメラの 管理に関する こと	(1) 防犯カメラの管理運用規程を定めていること。 (2) 防犯カメラの管理責任者を選任すること。 (3) 定期的に点検すること等により、防犯カメラの適正な維持管理を行うこと。
画像データの 管理等に関する こと	(1) 録画された画像データは加工せず、撮影時のまま記録し保管すること。 (2) 設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像データを複写し、又は複製しないこと。 (3) 画像データ及び画像データを記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のために必要な措置を講ずること。 (4) 画像データは、原則7日間以上保存し、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合、上書きを自動的に行うものとし、記録媒体を廃棄する場合は、破碎等を確実に行うこと。 (5) 次に掲げる場合を除き、画像データの利用又は提供をしないこと。 ア 法令に基づく場合 イ 捜査機関から犯罪等の捜査のために情報提供を求められた場合 ウ 個人の生命、身体又は財産を保護するため必要があると認められる場合 (6) 管理責任者は、防犯カメラの設置、管理、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し適切に措置を講ずること。

[3] 防犯カメラ設置までの準備

1. 設置目的・場所・撮影範囲について

(1) 設置目的

犯罪抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図ること。

(2) 設置場所

設置場所の選定にあたっては、犯罪が発生しやすい場所や犯罪効果に期待できる場所への設置ができるよう、地区内のはか必要に応じて行方警察署への相談、地元の地域団体や小中学校等とも十分に協議したうえで決定をしてください。

(2) 撮影範囲

ごみ集積場所のみや特定の建物や個人を撮影するため設置する防犯カメラは補助対象となりません。

撮影範囲として、公共の場所または撮影区域の2分の1以上の面積が公道であることが必要になります。

2. 維持管理計画について

防犯カメラ設置に係る経費のうち、申請者の負担分として、電気代や機器等の修理代などの維持管理コストがかかりますので、将来的な維持管理を見据えた計画を立てて設置する必要があります。

3. 設置する土地について

設置する場所にあたりましては、許認可が必要となります。

(1) 民有地の場合

土地所有者に相談のうえ承諾をいただいてください。土地使用承諾書の写しを補助金申請書の添付書類として提出していただきます。

(2) 電柱に共架する場合

電柱の所有者である東京電力またはNTT東日本に相談が必要です。

(3) 行政財産（道路・公共施設・公園等の公共の土地や建物）の場合

それぞれの管理者と相談が必要です。

[4] 申請様式記入例

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

潮来市長 様

申請者 行政区名

住 所 ← 代表者の住所

代表者氏名

電話番号 ← 代表者の連絡先

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

防犯カメラを設置したいので、令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業費	補助対象経費の総額 円（税込み）
補助金交付申請額	事業費の2／3（1,000円未満切捨て） 計画段階での補助金交付申請額 円 10万円を限度とする。
設置場所	潮来市 設置箇所の住所地（複数台の場合は台数分の住所地）
設置工事の期間	現段階でのおよその予定日で結構です。 日 日

※※ここは市のチェック欄のため記載はしません※※

- | | | |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | 1 | 防犯カメラの設置場所の現況写真及び付近の位置図 |
| <input type="checkbox"/> | 2 | 防犯カメラの購入、設置工事等に係る見積書の写し |
| <input type="checkbox"/> | 3 | 防犯カメラの仕様が確認できる書類（カタログ等） |
| <input type="checkbox"/> | 4 | 防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書（様式第2号） |
| <input type="checkbox"/> | 5 | 防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書（様式第3号）※ |
| <input type="checkbox"/> | 6 | 防犯カメラの設置に必要となる許可証等の写し※ |
| <input type="checkbox"/> | 7 | 防犯カメラの設置について行政区の中で合意が形成されていることを示す書類（行政区で設置に関して決議した議事録等） |
| <input type="checkbox"/> | 8 | 防犯カメラの管理運用規程 |
| <input type="checkbox"/> | 9 | その他市長が必要と認める書類※ |

※ 設置場所及び状況により必要な場合に限る。

年　月　日

潮来市長　　様

申請者 行政区名

住 所 ← 代表者の住所

代表者氏名

電話番号 ← 代表者の連絡先

防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けて設置する防犯カメラについて、当該防犯カメラで撮影される個人のプライバシーを保護するため、その管理及び運用について、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 防犯カメラで録画された画像データの管理に当たっては、管理責任者を選任し、管理方法及び取り扱う者の範囲を明確にするとともに、録画された画像データが外部に流出することのないよう、取り扱う者全てに対して、管理を徹底させます。
- 2 防犯カメラの運用に当たっては、犯罪の抑止の目的以外での使用を禁止し、特定の個人や建造物を撮影し、プライバシーを侵害することのないよう配慮します。
- 3 防犯カメラでの撮影は、犯罪の抑止のために行い、録画された画像データから知り得た情報は外部に漏らしません。
- 4 録画された画像データの保存期間は、7日間以上とし、保存期間を経過した画像データは、確実に消去します。
- 5 法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪等の捜査のため、画像データの提供を求められた場合は、当該画像データの提供に協力します。
- 6 防犯カメラの設置及び運用に関して苦情又は問い合わせを受けた場合は、管理責任者の責任で誠実に対応します。
- 7 今回申請する防犯カメラに関して、国又は他の地方公共団体が実施する補助制度による補助金等の交付は、受けておりません。

以上の遵守事項を確実に履行し、個人のプライバシー保護に万全を期するとともに、犯罪の抑止に協力することを誓約します。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

潮来市長 様

住 所
氏 名

住居あるいは土地を所有者
の住所・氏名

(必ず本人が署名してください)

防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書

私は、私の住居の全部又は一部が撮影範囲に入る下記の場所に防犯カメラを設置することについて同意します。

記

1 防犯カメラ設置者

行政区名

住 所

代表者氏名

← 代表者の住所

2 設 置 場 所 潮来市

← 設置箇所の住所地

3 運用開始予定日

年 月 日

← 現時点の予定日

4 承 諾 内 容

(1) 設置場所について

(2) 撮影範囲について

(3) 撮影された画像データ及び記録媒体の保管・管理について

(4) 管理責任者について

(5) 撮影された画像データの利用及び提供の制限について

(6) その他 (

特記事項があれば記入

)

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

潮来市長

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

設 置 場 所	潮来市
補助金交付決定額	円

様式第5号（第9条関係）

潮来市長 様

年 月 日
提出日

申請者 行政区名

住 所 ← 代表者の住所

代表者氏名

電話番号 ← 代表者の連絡先

決定通知書の日付及び番号

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった防犯カメラ設置

事業について、下記のとおり事業を実施したので、令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

設置場所	潮来市 設置箇所の住所地
完了年月日	工事終了日 年 月 日
補助事業実績額	補助対象経費の総額 円 (税込み)
補助金交付決定額	決定通知書に記載された金額 円

※※ここは市のチェック欄のため記載はしません※

添 付 書 類

<input type="checkbox"/>	1	補助対象経費に係る支払を証明する書類（請求書、領収書、支払明細書等の写し）
<input type="checkbox"/>	2	設置した防犯カメラの現況写真
<input type="checkbox"/>	3	設置した防犯カメラで撮影した画像データを印刷したもの
<input type="checkbox"/>	4	その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

潮来市長

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第10条の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

設置場所	潮来市
補助金の確定額	円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

潮来市長 様

請求者 行政区名

住 所 ← 代表者の住所

代表者氏名

電話番号 ← 代表者の連絡先

確定通知書の日付及び番号

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付額の確定の通知があった補助金について

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第11条の規定に基づき、下記のとおり交付請求します。

記

1 交付請求額等

設置場所	潮来市	設置箇所の住所地(複数台の場合は台数分の住所地)
補助金交付請求額		補助金の確定額 円

2 振込先

金融機関名 ・支店名	○○○○	銀行・信用金庫 農協・信用組合	○○○○	本店 支店
種別	1 普通	2 当座	3 その他 ()	
口座番号	1	2	3	4 5 6 7
口座名義人	(フリガナ) ○○○○ ○○○			
	○○ ○○			

※ 添付書類

振込先の口座情報が確認できる書類

様式第8号（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

潮来市長

令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定された令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、令和7年度潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
取 消 額	円
取消の理由	

[5] Q&A

質問	回答
この補助金の交付目的はどういうものですか。	市内における犯罪抑止及び防犯意識の向上により、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラ設置補助金を予算の範囲内において交付します。
補助対象となる地域団体について教えてください。	防犯カメラを新たに購入し設置する行政区であって、次に掲げる要件を全て備えている必要があります。個人の方は対象となりません。 (1) 防犯カメラの仕様、設置、管理、運用等に関し、別表に定める基準を遵守すること。 (2) 防犯カメラの設置を補助金の交付の申請を行った年度内に着手し、かつ、完了すること。 (3) 防犯カメラの設置に関し、国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けていないこと。
補助対象となる経費について教えてください。	防犯カメラや画像記録装置、その他必要な関連機器で構成されるものと表示標識等の購入費及び設置工事費を対象とします。
防犯カメラのリースは補助対象になりますか。	対象なりません。
屋内に設置する防犯カメラは対象になりますか。	対象なりません。地域の防犯のため、屋外に設置するものが対象です。
防犯カメラの設置を表示する標識等の大きさや表記は決まっていますか。	決まりはありませんが、「防犯カメラ作動中」「設置団体名（潮来市〇〇区）」は最低限明らかにする必要があります。また、大きさも決まりはありませんが、周囲に迷惑にならない範囲で大きい表示の方が好ましいです。標識等を表示することで、地域住民や通行人に対して防犯カメラが設置されていることが認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。
団体の予算がなく今年度は1台しか設置できません。来年度も申請できますか。	補助金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとしているため、1回限りの申請となります。
カメラを設置する場所はどこが良いのですか。	犯罪が発生しやすい場所や犯罪効果に期待できる場所へ、地区内の皆様や小中学校等とも相談し選定してください。 撮影範囲の2分の1以上の面積が公道であり、特定の個人や建物等を監視していると誤解されない場所に設置をお願いします。
警察への事前の相談は必要ですか。	犯罪が発生しやすい場所など、防犯効果に期待ができる場所や安全安心のためより良い設置場所についての助言が得られますので、相談をお薦めいたしますが、必須ということではありません。まずは総務課にご相談ください。

防犯カメラ等のメーカーや仕様についての指定はありますか。	防犯カメラや関連機器のメーカーの指定はありませんが、仕様については、以下を満たす必要があります。 (1) 有効画素数が100万画素以上であること。 (2) 解像度が1,280×720以上であること。 (3) 1秒間の記録間隔が4画面以上であること。(4fps以上) (4) 防水、防塵性能を有すること。(IP54以上) (5) 夜間撮影機能(赤外線照射機能等)及び逆光補正機能を有すること。 (6) 稼働時間が24時間であり、かつ、常時録画できること。 (7) 画像データの記録期間が7日間以上保存でき、古いデータから順次上書き録画ができること。 (8) 記録媒体としてSDカード(128GB以上)が使用できる機器であること。
設置後の経費にはどのようなものが想定されますか。	月々の電気料、定期点検等の維持管理業務の費用、破損した場合の機器等の修繕費などが想定されます。 データの正確性保持のため、機器が正常に稼働するよう、定期的な清掃や点検をお願いします。
設置したいが防犯カメラの操作方法が分かりません。	市で操作方法の研修等は実施しません。購入・設置した業者に使用方法や操作方法を確認してください。
防犯カメラの管理責任者と取扱担当者の役割はなんですか。	管理責任者は、防犯カメラ並びに、画像及び画像データの適正な管理及び運用に係る責任者であって、区長又は区長代理の職にあたる者とします。 取扱担当者は、管理責任者が指名し、防犯カメラの操作を取扱う役割です。 一度、画像が流出すると回収はほぼ不可能なため、プライバシーの侵害になりかねません。問題が生じないようにデータ等の管理は慎重にお願いします。問題が発生した場合や苦情等があった場合には適切かつ迅速な措置を講ずるようお願いします。
補助金交付申請書は、いつまでに提出すれば良いですか。	交付申請書の期日は、第1回目の締切を令和7年9月30日に定めております。 予算の範囲内において、追加の受付を行いますが、申請年度内に実績報告並びに補助金の請求を行っていただく必要があるため、早期の提出をお願いいたします。
防犯カメラの管理運用規程はいつまでに作成しなければなりませんか。	防犯カメラ設置事業補助金交付申請時までに作成をお願いします。
事業完了実績報告書は、いつまでに提出すれば良いですか。	補助事業が完了した日から起算して、30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えてご提出ください。
事業補助金交付請求書は、いつまでに提出すれば良いですか。	補助金確定通知書を受けた場合は、速やかに請求書の提出をお願いします。
画像データの提供はどのような場合にするのですか。	法令に基づき画像データの提供依頼があった場合、捜査機関(警察等)から犯罪等の捜査のために情報提供を求められた場合、個人の生命・身体又は財産を保護するため必要があると認められる場合に提供することになります。提供を行うときは、提供日時・提供先・提供理由・提供した画像の内容等の記録をお願いします。
交付決定され工事に取りかかったが、工事が期限に間に合わない場合はどうしたら良いか。	補助金は年度内に完成することが条件になっているので、期限に間に合わない場合は、補助決定の取り消しとなります。そうならないように余裕をもって計画的な工程管理をお願いします。やむ得ない事情等があった場合には、市総務課へご相談ください。
カメラ設置の台数に制限はありますか。	カメラ設置の台数に制限はありませんが、補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし10万円を限度とします。また、カメラ設置の場所ごとに提出していただく書類がございます。

変更申請が必要な時は、どのような場合ですか。	補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金交付決定金額の変更がある場合に申請が必要となります。また、実績報告書の提出後は、変更申請は受付できませんのでご注意ください。
「補助金交付決定金額」と「補助金交付確定金額」の違いはなんですか？	補助金交付決定金額とは、申請時の計画段階での補助決定額です。一方、補助金交付確定金額とは、設置完了後の工事実績に基づいて算出した金額（実際の補助額）です。補助金交付決定金額は、必ずしも補助金確定金額と同額ではありません。
申請前に機器を購入してしまいましたが、補助対象になりますか。	補助金交付決定前に購入したものは補助対象になりませんのでご注意ください。事前協議及び補助金交付申請書により設置内容を審査したうえで、補助金交付決定通知書を交付しています。補助金交付決定通知書を受け取ってから、機器の購入を含めた設置工事等（契約も同様）を進めてください。
防犯カメラ映像や記録画像を見るためのモニターやテレビ、パソコン等の機器は補助対象になりますか。	補助対象なりません。防犯カメラ関連以外の用途で使用可能な機器については補助対象にはなりません。ただし、購入した防犯カメラに一体型として販売されているモニターについては補助対象となります。